

## 承継の認可申請について

### <申請に当たってのお願い>

- 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に係る承継  
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割により建設業許可の地位の承継を受けるには、**承継日より前に認可を受けることが必要**です。  
承継認可申請の審査は、建設業許可の新規申請と同様の内容となっていること、また、現在、コロナウイルス感染症対策ため原則郵送受付を行っていることから、認可までは相当の日数を要します。(新規許可申請の場合、收受から許可まで概ね 75 日(補正がある場合はこの限りではない)。)  
そこで、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の承継認可申請については、**承継日の 4 か月以上前を目安に申請**してください。  
※ 直前に申請された場合は、承継日までに認可を行うことはできません。(その場合は、承継日をもって廃業⇒新規許可申請となります。)  
※ 審査を円滑に実施するため、認可申請が必要になると見込まれる場合には、事前に電話にてご連絡をお願いします。
- 相続に係る承継  
相続の認可申請は、**相続発生から 30 日以内**となっています。(最終日が土・日・祝日等閉庁日に当たる場合はその翌日まで) 承継を希望される場合は、必ず期限内に申請をお願いします。

### <認可申請書及び認可申請書の添付書類>

- 認可申請書の記載について ⇒別紙 6-1 を参照してください。
- 認可申請書及び添付書類一覧 ⇒次の(1)～(4)を参照してください。
  - (1) 譲渡及び譲受けに係る認可申請書及び添付書類 ……別紙 6-1 の 1
  - (2) 合併に係る認可申請書及び添付書類 ……別紙 6-1 の 2
  - (3) 分割に係る認可申請書及び添付書類 ……別紙 6-1 の 3
  - (4) 相続に係る認可申請書及び添付書類 ……別紙 6-1 の 4